

2 SDG s 未来都市等選定に係る評価のプロセスと方針について

- 4 ※本資料において、各用語は次のように表記する。
- 6 ・SDG s 未来都市等選定基準 … 選定基準
 - 6 ・自治体SDG s 推進評価・調査検討会 … 検討会
 - 6 ・自治体SDG s モデル事業 … モデル事業
 - 8 ・内閣府地方創生推進事務局 … 事務局
 - 10 ・自治体SDG s 推進関係省庁タスクフォース … タスクフォース

I 事務局による整理（外形要件等）

12 (1) 実施主体

事務局

14 (2) 実施目的

IIで実施する、検討会による書面評価に付す提案の整理

16 (3) 実施期間

2022年3月1日（火）～2日（水）

18 (4) 実施内容

- 20 ・事務局による整理を行う。
- 20 ・選定基準に基づき、
- 22 「評価、採点に必要な事項が記載されているか」
- 22 「過度に冗長な表現となっていないか」について、確認を行う。
- 24 ・各評価項目について、「○」または「×」で評価する。
- 24 ・各評価項目について、「○」とした場合にも、募集要領等の内容に則していない場合や、記載内容が十分とは言えない、または、記載内容の説明が十分とは言えない場合
- 26 については、事務局評価意見を付す。

28 (5) 結果の整理

以下のとおり、2つに分類する。

分類	分類方法	提案の取扱
区分ア	すべての評価項目について、「○」と評価されたもの	検討会による書面評価に付す。 (事務局評価意見がある場合には、合わせて付す。)
区分イ	上記以外のもの	以降の評価は行わない。

30 (6) 結果の公表

公表しない。

32

2 **Ⅱ－① 検討会による書面評価**

(1) 実施主体

4 検討会委員

(2) 実施目的

6 Ⅱ－②で実施する、検討会における総合評価（その1）の評価に資する評価

(3) 実施期間

8 2022年3月3日（木）～3月23日（水）

(4) 実施内容

- 10 ・検討会委員による評価を行う。
- 12 ・各委員は、各提案について、選定基準に基づき各評価項目を「0～5点」「0～10点」
または「0～15点」で採点する。（合計160点満点）
- 14 ・各委員は、SDGs未来都市として選定すべき特段の理由があると判断した提案に
ついては、その理由を参考意見として記載する。
- 16 ・評価の際、前述の事務局評価意見、及び、タスクフォースからの参考意見を、参考資
料として活用する。
- 18 ・各委員の評価を事務局にてとりまとめ、以下のとおり各提案の点数を集計する。

ア 各評価項目の点数

20 各評価項目の点数は、評価を行った委員全員*の点数を単純平均した値（小数点
第2位を四捨五入）とする。

22 ※提案者等に密接な関係があり、当該提案に係る評価をご辞退いただいた委員
を除く

イ 提案全体の点数

24 提案全体の点数は、上記で算出した各評価項目の点数を合計した値とする。

<既選定都市からの提案に対する評価について>

- 26 ・既選定都市からの提案に対する評価に際しては、「2 自治体SDGsモデル事業」
28 について、評価を行う。
- 30 ・各委員は、各提案について、選定基準に基づき各評価項目を「0～5点」、「0～10点」
または「0～15点」で採点する。（合計80点満点）
- 32 ・各委員は、自治体SDGsモデル事業として選定すべき特段の理由があると判断した
提案については、その理由を参考意見として記載する。
- 34 ・評価の際、前述の事務局評価意見、及び、タスクフォースからの参考意見を、参考資
料として活用する。
- 36 ・各委員の評価を事務局にてとりまとめ、以下のとおり各提案の点数を集計する。

ア 各評価項目の点数

38 各評価項目の点数は、評価を行った委員全員*の点数を単純平均した値（小数点
第2位を四捨五入）とする。

2 ※提案者等に密接な関係があり、当該提案に係る評価をご辞退いただいた委員
を除く

4 イ 提案全体の点数
提案全体の点数は、上記で算出した各評価項目の点数を合計した値とする。

6

(5) 結果の整理

8 提案全体の点数により、以下のとおり、3つに分類する。

分類	分類方法	提案の取扱
区分Ⅰ	提案全体の点数が1～10位のもの	検討会による総合評価（その1）に付す。
区分Ⅱ	提案全体の点数が11～40位のもの	検討会による総合評価（その1）に付す。
区分Ⅲ	提案全体の点数が41位以下のもの	検討会による総合評価（その1）に付す。

10 <既選定都市からの提案に対する評価について>

「2 自治体SDGsモデル事業」の点数により、以下のとおり2つに分類する。

分類	分類方法	提案の取扱
区分Ⅳ	「2 自治体SDGsモデル事業」の評価点数について、区分Ⅰ、Ⅱに分類された提案の中で、同項目の最低点数以上	検討会による総合評価（その1）に付す。
区分Ⅴ	「2 自治体SDGsモデル事業」の評価点数について、区分Ⅰ、Ⅱに分類された提案のうち、同項目の最低点数未満	以降の評価は行わない。

12

(6) 結果の公表

14 公表しない。

16

2 II-② 検討会による総合評価（その1）

4 (1) 実施主体

4 検討会

6 (2) 実施目的

6 III-①で実施する、SDGs 未来都市選定推薦候補及びヒアリングを行う提案の選定

8 (3) 実施期間

8 2022年3月30日（水）

10 (4) 実施内容

- 10 ・検討会により、SDGs 未来都市選定推薦候補及びヒアリングを行う提案を選定する。
- 12 ・「II-① 検討会による書面評価」において、「区分Ⅰ」（提案全体の点数が上位1～10位のもの）に分類された提案について、ヒアリング対象とすることを確認する。
- 14 ・「区分Ⅱ」（提案全体の点数が上位11～40位のもの）に分類された提案について、各委員が「II-①」で記載した参考意見等を踏まえ、ヒアリング対象とするものを、10程度選定する。
- 16 ・「区分Ⅱ」（提案全体の点数が上位11～40位のもの）及び「区分Ⅲ」（提案全体の点数が41位以下のもの）に分類された提案について、各委員が「II-①」で記載した参考意見等を踏まえ、ヒアリング対象外であるがSDGs 未来都市選定推薦候補とするものを、10都市程度選定*する。

20 ※区分Ⅱ・Ⅲのうちヒアリング対象外であるがSDGs 未来都市選定推薦候補へ分類される都市数は、SDGs 未来都市等提案内容に応じて、増減することを妨げない

22 <既選定都市からの提案に対する評価について>

- 24 ・「II-① 検討会による書面評価」において、「区分Ⅳ」（区分Ⅰ、Ⅱに分類された提案のうち、同項目の最低点数以上）に分類された提案について、ヒアリング対象とすることを確認する。

28 (5) 結果の整理

以下のとおり、3つに分類する。

分類	提案の取扱
ヒアリング対象（20程度）	ヒアリングを行う。
ヒアリング対象外であるがSDGs 未来都市選定推薦候補（10程度）	SDGs 未来都市として適格か評価する。
ヒアリング対象外	以降の審査は行わない。

30 ※ヒアリング対象に選定された20程度及びヒアリング対象外のうちSDGs 未来都市選定推薦候補の10程度は、SDGs 未来都市の選定推薦の候補となる。なお、

32 ヒアリング対象外であるがSDGs 未来都市選定推薦候補に分類される都市数は、SDGs 未来都市等提案内容に応じて、増減することを妨げない

2

<既選定都市からの提案に対する評価について>

4

以下のとおり、2つに分類する。

分類	提案の取扱
ヒアリング対象	ヒアリングを行う。
ヒアリング対象外	以降の審査は行わない。

6

(6) 結果の公表

ヒアリング対象となった提案について、選定プロセス終了後に公表する。

2 **Ⅲ-① ヒアリング**

(1) 実施主体

4 検討会委員

(2) 実施目的

6 Ⅲ-②で実施する、検討会における総合評価（その2）の評価に資するヒアリング

(3) 実施期間

8 2022年4月19日（火）、20日（水）

(4) 実施内容

- 10 ・検討会により、提案者へのヒアリングを行う。
- 12 ・評価の対象は、モデル事業に係る提案内容とする。
- 14 ※既選定都市からの提案については、モデル事業に係る提案内容を対象とする。
- 16 ・1提案に係るヒアリング時間は、プレゼン10分、質疑応答15分の合計25分程度とする。
- 18 ・各委員は、書面評価及びヒアリングを踏まえて、選定基準に基づきモデル事業の評価を行う。加えて、モデル事業に関する参考意見を記載する。
- 20 ・各委員の評価を事務局にてとりまとめ、以下のとおり各提案の点数を集計する。

ア 各評価項目の点数

20 各評価項目の点数は、評価を行った委員全員*の点数を単純平均した値（小数点第2位を四捨五入）とする。

22 ※提案者等に密接な関係があり、当該提案に係る評価をご辞退いただいた委員を除く

イ モデル事業に係る提案内容の点数

24 モデル事業に係る提案内容は、上記で算出した各評価項目の点数を合計した値とする。

26 (5) 結果の公表

公表しない。

28

2 **Ⅲ－② 検討会による総合評価（その2）**

4 (1) 実施主体

検討会

6 (2) 実施目的

選定推薦案の作成

8 (3) 実施期間

2021年4月27日（水）

10 (4) 実施内容

- 10 ・SDG s 未来都市及びモデル事業の選定
12 書面評価及びヒアリングを踏まえて、SDG s 未来都市及びモデル事業の選定推薦案を決定する。
- 14 ・その他
16 ヒアリングした都市及びヒアリング対象外であるがSDG s 未来都市選定推薦候補の都市についても、SDG s 未来都市として適格でないと判断した提案について、SDG s 未来都市として推薦の対象外とすることを確認する。

18 (5) 結果の整理

以下のとおり、3つに分類する。

分類	提案の取扱
SDG s 未来都市の選定推薦	検討会として選定推薦する。
モデル事業の選定推薦	検討会として選定推薦する。
上記以外	検討会として推薦の対象外とする。

※既選定都市については、「モデル事業の選定推薦」か「上記以外」に分類する

20 (6) 結果の公表

22 検討会の選定推薦案及び議事要旨について、公表する。

※選定推薦案については選定結果公表にあわせての公表を予定